

四條畷市事業所人権連絡会規約

(名 称)

第1条 本会は、四條畷市事業所人権連絡会（以下「連絡会」）と称する。

(目 的)

第2条 この連絡会は、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題解決のために、企業相互の協力体制を確立するとともに、関係諸団体との相互連携を図り、企業の立場から啓発の充実と就職の機会均等を図る等、人権尊重社会の実現に資することを目的とする。

(組 織)

第3条 連絡会の会員は、四條畷市内の企業内公正採用選考人権啓発推進員を設置する事業所及び連絡会の目的に賛同する事業所等をもって組織する。

(事 業)

第4条 連絡会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 関係行政機関、関係諸団体と連携を図り、企業内の同和問題をはじめとする人権啓発活動
- (2) 基本的人権の尊重を基調にした就職の機会均等に関すること
- (3) 人権推進に関する情報・資料の交換
- (4) その他、目的達成に関すること

(役 員)

第5条 連絡会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 会 計 1 名
- (5) 監査役 若干名

(役員を選出及び任期)

第6条 役員は、第3条にかかげる者の中から総会において選出し、役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、その役員の所属する後任者がこれにあたり、その期間は前任者の残任期間とする。

(役員任期)

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、連絡会を代表し、会務を統括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - (3) 幹事は、連絡会の企画運営を行う。
 - (4) 会計は、連絡会の会計事務を行う。
 - (5) 監査役は、連絡会の会計監査を行う。
- (顧問及び参与)

第8条 連絡会は、事業の運営上重要な事項等について相談をするために、顧問及び参与を置くことができる。

2 前項の場合において、会長が知識経験者の中から役員会の了承を得て委嘱する。

(協力機関)

第9条 連絡会の運営を円滑に進めるため、次の各機関に指導・協力を求める。

四 條 畷 市

門真公共職業安定所

そ の 他 の 機 関

(会 議)

第10条 会議は、総会及び役員会とし、必要に応じてその都度開催する。

(総 会)

第11条 総会は、連絡会の最高機関とする。

- (1) 総会は、毎年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に総会を招集することができる。
- (2) 総会は、会員の過半数の出席により成立し、その議事は出席会員の過半数により決定する。

(総会の決定事項)

第12条 次の事項は、総会に付議しなければならない。

- (1) 規約の改廃
- (2) 活動報告及び活動方針
- (3) その他、役員が必要と認めた事項

(役員会)

第13条 役員会は、連絡会の執行機関とし、会長が必要に応じて適宜これを召集する。

(会計及び会費等)

第14条 連絡会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

経費は、会費及び寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

2 会費は、役員会で別途定める。

(事務所)

第15条 本会の事務所を四條畷市市民生活部人権・市民相談課に置く。

(その他の事項)

第16条 この規約に定めるものの他、必要な事項は会長が定める。

附 則

1. この規約は、1981年11月10日から実施する。
2. この規約は、1982年4月1日から施行する。
3. この規約は、1995年5月29日から施行する。
4. この規約は、1998年5月26日から施行する。
5. この規約は、1999年5月24日から施行する。
6. この規約は、2001年5月24日から施行する。
7. この規約は、2002年6月5日から施行する。
8. この規約は、2004年4月1日から施行する。
9. この規約は、2010年6月4日から施行する。
10. 第15条第1項(事務所)の規約改正は、2012年6月8日から施行し、同年4月1日から適用する。
11. 第15条第1項(事務所)の規約改正は、2014年6月6日から施行し、同年4月1日から適用する。
12. 第15条第1項(事務所)の規約改正は、2018年7月30日から施行し、同年4月1日から適用する。